

令和5年5月15日
広島県報定期第37号

漁業法第62条の規定に基づく 広島海区漁場計画など

(共同漁業権)

令和5年広島県告示第757号の別冊6冊のうち2

江田島市、呉市、東広島市、
豊田郡大崎上島町 海面

免許予定日 令和5年9月1日

存続期間 免許の日から
令和15年8月31日まで

申請期間 令和5年5月15日から
令和5年7月14日まで

公示番号

共第60号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町小黒神島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町小黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第61号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大奈佐美島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町大奈佐美島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第62号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町絵の島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町絵の島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第63号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町安渡島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町安渡島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第64号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉、美能地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根
基点2	江田島市沖美町三吉と能美町高田との海岸線における境界
ア	1から江田島市沖美町俎石を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町たご石の鼻を見通す（34度）線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第65号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町絵の島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町絵の島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第66号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大奈佐美島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町大奈佐美島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第67号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉、美能地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根
基点2	江田島市沖美町三吉と能美町高田との海岸線における境界
ア	1から江田島市沖美町俎石を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町たご石の鼻を見通す（34度）線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第68号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町小黒神島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町小黒神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第69号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町美能、是長、沖地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根
基点2	江田島市沖美町赤曲鼻
ア	1から江田島市沖美町俎石を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第70号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大矢鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町赤曲鼻
基点2	江田島市沖美町と能美町鹿川との海岸線における境界（大矢鼻）
ア	1から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線上150メートルの所
イ	2から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町、能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第71号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町大黒神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町、能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第72号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町美能、是長、沖地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根
基点2	江田島市沖美町赤曲鼻
ア	1から江田島市沖美町俎石を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第73号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大矢鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町赤曲鼻
基点2	江田島市沖美町と能美町鹿川との海岸線における境界（大矢鼻）
ア	1から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線上200メートルの所
イ	2から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町、能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第74号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市沖美町大黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町是長、畑、岡大王、能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第75号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町、大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	江田島市能美町高田と沖美町三吉との海岸線における境界
基点2	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（江田島湾奥）
基点3	江田島市能美町能美海上口ロッジ建物南角
ア	1から江田島市江田島町たご石の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町大原242高地を見通す（344度）線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（37度）線と最大高潮時海岸線との交点
エ	3から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（37度）線と距岸125メートルの線との交点
オ	3から74度213メートルの所
カ	3から109度210メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第76号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町飛渡瀬地先（外海）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町柿浦三東新開北側の新開南東角
基点2	3から護岸沿い西へ120メートルの所
基点3	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（外海）
ア	1から江田島市江田島町秀崎先端を見通す線上50メートルの所
イ	2から江田島市大柿町引島灯台を見通す線上50メートルの所
ウ	3から江田島市大柿町引島灯台を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第77号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町、大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	江田島市能美町高田と沖美町三吉との海岸線における境界
基点2	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（江田島湾奥）
基点3	江田島市能美町能美海上ロッキン建物南角
ア	1から江田島市江田島町たご石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町大原242高地を見通す（344度）線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（37度）線と最大高潮時海岸線との交点
エ	3から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（37度）線と距岸125メートルの線との交点
オ	3から74度213メートルの所
カ	3から109度210メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第78号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町鹿川と沖美町との海岸線における境界（大矢鼻）
基点2	江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(桟)第1埋立地南西端
ア	1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から89度の線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第79号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び2・3を結んだ直線から下流の江田島市能美町中郷川の区域
基点1	江田島市能美町鹿川石垣新開護岸南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）から護岸沿い南へ165メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）
基点2	江田島市能美町鹿川中郷川大矢橋下流側右岸付け根
基点3	江田島市能美町鹿川中郷川大矢橋下流側左岸付け根
基点4	江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸線における境界
ア	1から江田島市大柿町船頭鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第80号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町鹿川と沖美町との海岸線における境界（大矢鼻）
基点2	江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(桟)第1埋立地南西端
ア	1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から89度の線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第81号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）から護岸沿い南へ165メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）
基点2	江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸線における境界
ア	1から江田島市大柿町船頭鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第82号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（江田島市大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第84号の区域を除く。
基点1	江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界
基点2	江田島市大柿町親休鼻
ア	1から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第83号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町長島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市大柿町長島距岸（大柿町我島を含む。）150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第84号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江島戸地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウ、ウ1を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	2から護岸沿い北西へ100メートルの所（護岸角）
基点2	江田島市大柿町深江島戸川北西の埋立地護岸南西角
基点3	江田島市大柿町深江島戸川島戸橋下流側右岸付け根
基点4	江田島市大柿町深江沖野島沖野島橋北西側の橋台北西端（沖野島橋欄干の北西側付け根から北東へ6メートルの所）
ア	3から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と島戸川河口西側埋立地西側護岸の延長線との交点
イ	3から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と4から島戸川河口から北へ2番目の埋立地南西角を見通す線との交点
ウ	1から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南東端を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第85号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（江田島市大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。）200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界
基点2	江田島市大柿町親休鼻
ア	1から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第86号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町長島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	江田島市大柿町長島距岸（大柿町我島を含む。）200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第87号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町親休鼻
基点2	江田島市大柿町柿木鼻
基点3	江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
ア	1から山口県岩国市保高島の高を見通す線上200メートルの所
イ	2から224度の線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第88号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町親休鼻
基点2	江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
ア	1から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第89号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町、呉市音戸町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と2イを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角
基点2	江田島市大柿町大君梶掛ノ鼻南端
基点3	呉市音戸町藤脇3丁目の鼻（藤脇バイパス入口の護岸内角（護岸排水管の東端）から護岸沿い東へ75メートルの所）
基点4	呉市音戸町田原ホーシ鼻（宝石）
ア	1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市倉橋町宇和木防波堤付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）、呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第90号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（江田島市大柿町引島を含む。）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第76号の区域を除く。
基点1	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（外海）
基点2	江田島市大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角
ア	1から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市音戸町田原ホーシ鼻（宝石）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第91号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町中の鼻北東端
基点2	江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
ア	1から呉市音戸町早瀬烏ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第92号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（江田島市大柿町引島を含む。）200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（外海）
基点2	江田島市大柿町明神鼻
ア	1から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市音戸町サタメノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第93号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町小用地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町二ツ小島東端
基点2	江田島市江田島町禿の鼻
ア	1から呉市天応天狗城山の高（293メートル）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市吉浦小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第94号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町高須地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町高須鼻
基点2	江田島市江田島町鳥ノ首
ア	1から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第95号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町秋月地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角
基点2	江田島市江田島町在日米軍秋月弾薬庫北側物揚護岸北東角
基点3	江田島市江田島町鳥ノ首先端
ア	2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
イ	1から3を見通す線と2から豆倉鼻を見通す線との交点
ウ	3から1を見通す線上140メートルの所
エ	3から江田島市江田島町高須南鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第96号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町鷺部地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町鷺部2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角
基点2	江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（江田島湾奥）
ア	1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町大須山南東の242高地を見通す（344度）線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町、大柿町飛渡瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第97号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町鼻グリ
基点2	江田島市江田島町鷺部2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角
基点3	江田島市江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル（大原川河口右岸）のスベリ東側付け根
基点4	3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点
ア	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第98号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町若宮地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町秋月若宮の鼻（禿の鼻）
基点2	江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（外海）
ア	1から呉市小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町引島北端（燈台）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原、小用

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第99号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第102号の区域を除く。
基点1	江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（江田島湾奥）
基点2	江田島市江田島町高須鼻
基点3	江田島市江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル（大原川河口右岸）のスベリ東側付け根
基点4	3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点
ア	1から江田島市江田島町大須山南東の242高地を見通す（344度）線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線（59度）と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第100号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町秋月地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町秋月鳥ノ首
基点2	江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（外海）
ア	1から呉市吉浦宮花町豆倉鼻南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町引島北端（燈台）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用、宮ノ原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第101号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町キサキ鼻
ア	1から江田島市大柿町と能美町中町との海岸線における境界を見通す線上600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第102号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町キサキ鼻
ア	1から江田島市江田島町津久茂小島鼻（小島新開南端）を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第103号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町切串地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町鼻グリ
基点2	江田島市江田島町切串3丁目長谷川切串大橋下流側左岸付け根
基点3	江田島市江田島町切串2丁目長谷川切串大橋下流側右岸付け根
基点4	江田島市江田島町二ツ小島東端
ア	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市天応天狗城山の高（293メートル）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第104号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町、警固屋地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市音戸町三ツ子島及びトンサキ島を含む。）150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と5ウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4、6・7をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻
基点2	呉市音戸町坪井1丁目三軒屋ノ鼻（階段工北側付け根）
基点3	呉市警固屋4丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端（旧護岸との交点）から護岸沿い南へ80メートルの所
基点4	呉市警固屋6丁目日の出川河口右岸角
基点5	呉市警固屋町と阿賀南9丁目との海岸線における境界
基点6	呉市警固屋8丁目鼻崎
基点7	呉市音戸町清盛塚の南側石積護岸を西へ延長した線と道路護岸との交点（拝観棧橋渡橋北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所）
基点8	呉市音戸町高須3丁目双見ノ鼻
ア	1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	3から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線（254度）と距岸150メートルの線との交点
ウ	5から呉市阿賀町小情島の高（51メートル）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	8から呉市警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根（立石の鼻）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第105号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市音戸町小アジツ島を含む）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町波多見大アジツ島の鼻の埋立地護岸東端
基点2	呉市音戸町波多見大浦崎南端
ア	1から327度150メートルの所
イ	2から呉市阿賀町情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第106号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見、先奥地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1イ、イウ、ウ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市音戸町大浦崎南端
基点2	呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角
基点3	呉市音戸町と倉橋町との海岸線における境界（堤川河口中央）
ア	1から呉市阿賀町情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	1から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所
ウ	2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所
エ	3から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第107号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町藤脇地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町藤脇3丁目の鼻（藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75メートルの所）
基点2	呉市音戸町藤脇と倉橋町釣土田との海岸線における境界（境川河口中央）
ア	1から呉市倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第108号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市警固屋4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市警固屋4丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端（旧護岸との交点）護岸沿い南へ80メートルの所
基点2	呉市警固屋6丁目日の出川河口右岸角
ア	1から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線（254度）と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町鳥ノ首突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第109号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町日附鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町渡子1丁目高瀬岩（渡子1丁目13番の埋立地の北側の道路護岸階段工入口中央）
基点2	呉市音戸町三軒屋ノ鼻（階段工北側付け根）
ア	1から呉市音戸町三ツ子島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市江田島町鳥ノ首突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第110号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市警固屋8・9丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根（立石の鼻）
基点2	呉市警固屋9丁目と阿賀南9丁目との海岸線における境界
ア	1から呉市音戸町高須3丁目双見ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第111号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見、先奥地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアエを距岸（呉市音戸町小アジワ島を含む。）150メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2イ、イウ、ウ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第113号の区域を除く。
基点1	呉市音戸町波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端
基点2	呉市音戸町波多見大浦崎南端
基点3	呉市音戸町波多見6丁目呉市宮大崎住宅南側護岸南西角
基点4	呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界（堤川河口中央）
ア	1から327度150メートルの所
イ	2から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所
ウ	3から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所
エ	4から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第112号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町藤脇地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町藤脇3丁目の鼻（藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75メートルの所）
基点2	呉市音戸町藤脇と倉橋町釣土田との海岸線における境界（境川河口中央）
ア	1から呉市倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第113号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町波多見大浦崎南端
ア	1から152度250メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、田原、早瀬を除く。）、警固屋4～9丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第114号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻
基点2	呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻（宝石）
ア	1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第115号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸（江田島市大柿町引島を含む。）150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町引島北端
基点2	呉市音戸町田原2丁目呉市音戸町田原保育所護岸南西角
基点3	呉市音戸町早瀬1丁目サタメノ鼻（マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所）
基点4	江田島市大柿町大君明神鼻
ア	1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原、早瀬、江田島市大柿町柿浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第116号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻
基点2	呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻（宝石）
ア	1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第117号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町、呉市音戸町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町早瀬2丁目瀬の鼻南西端（漁船巻揚施設南側の防波堤北側付け根）
基点2	呉市音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首西端（防波堤西側付け根）から護岸沿い南東へ54メートルの所
基点3	呉市倉橋町釣土田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）
基点4	江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
基点5	江田島市大柿町泉市営駐車場護岸北東角
ア	1から5を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2から呉市倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と3から呉市倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線との交点
エ	3から呉市倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線と4から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線との交点
オ	4から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
カ	5から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）、呉市音戸町田原、早瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第118号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻（宝石）
基点2	呉市音戸町早瀬1丁目サタメノ鼻（マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所）
ア	1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町大君明神鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第119号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町本浦、大向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市倉橋町鍋島を含む）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町伝太郎鼻
基点2	呉市倉橋町長串ノ鼻
ア	1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川、尾曾郷、重極

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第120号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町釣土田、重生地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町伝太郎鼻
基点2	呉市倉橋町釣土田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）
ア	1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川、重極、光ヶ瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第121号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町本浦、大向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市倉橋町鍋島を含む。）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町伝太郎鼻
基点2	呉市倉橋町長串ノ鼻
ア	1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、尾首郷、重極

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第122号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町釣土田、重生地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第126号の区域を除く。
基点1	呉市倉橋町伝太郎鼻
基点2	呉市倉橋町釣土田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）
ア	1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、尾曾郷、重極、光ヶ瀬

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第123号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町重生、江ノ浦、重極地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアクを距岸200メートルで結んだ線とク8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2イを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び4エを結んだ直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに6カを結んだ直線とカキを距岸200メートルで結んだ線とキ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市倉橋町伝太郎鼻
基点2	呉市倉橋町重生西防波堤西側付け根
基点3	呉市倉橋町重生江ノ浦川河口中央
基点4	呉市倉橋町重生江ノ浦の突端から南東へ1番目の鼻
基点5	呉市倉橋町重極小串の鼻南西端
基点6	呉市倉橋町重極小串の鼻
基点7	呉市倉橋町光ヶ瀬西の鼻
基点8	呉市倉橋町小宇和木南鼻埋立地（展望台）東側の排水口中央
ア	1から江田島市大柿町親休鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から264度を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	4から354度を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	5から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	6から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ	7から江田島市大柿町長瀬鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ク	8から江田島市大柿町梶掛ノ鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、尾曾郷、重極、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第124号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び呉市倉橋町カシノコ島を除く。
基点1	呉市倉橋町鍋島西端
基点2	呉市倉橋町カシノコ島北東端
基点3	呉市倉橋町横島東端
基点4	呉市倉橋町羽山島南端
ア	1から2を見通す線の延長線と4から3を見通す延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第125号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町黒島北端
基点2	呉市倉橋町黒島南西端
ア	1から山口県小柱島東端を見通す（225度）線と2から西5番之碇燈台を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第126号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町釣土田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町釣土田防波堤及びその捨石の範囲を除く。
基点1	江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
基点2	呉市倉橋町釣土田南側防波堤西側付け根から防波堤沿い北へ183.5メートルの所
基点3	呉市倉橋町釣土田南側新防波堤南角から防波堤沿い北西に10.5メートルの所
基点4	呉市倉橋町宇和木なきり鼻（小宇和木防波堤東側付け根）
ア	2から4を見通す線と3から1を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町重極、釣土田

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第127号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町黒島地先（エビガヒレ漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町黒島南端（烏ヶ首鼻）
基点2	呉市倉橋町鳶ガ鼻（ハゲ鼻）
ア	1から山口県手島南端を見通す線と2から山口県小柱島東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第128号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町黒島地先（5番の碕漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町城岸鼻
基点2	呉市倉橋町黒島北端
ア	1から山口県小柱島東端を見通す線と2から山口県保高島南端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、須川

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第129号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町奥の内、袋の内地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町字長谷新開8032番、8033番、8034番、8034番1、8035番、8036番、8037番、8038番、8039番、8040番、8041番、8042番、8043番、8044番1、8044番3及び8045番1の区域と重複する区域を除く。
基点1	呉市倉橋町長谷と音戸町先奥との海岸線における境界（堤川河口中央）
基点2	呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端
基点3	呉市倉橋町長谷新開船磯鼻
基点4	呉市倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南東端
ア	1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市音戸町波多見赤石鼻を見通す（18度）線と距岸150メートルの線との交点
エ	2から呉市倉橋町穴の口（トロブ南側付け根）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第130号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町弁天島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町長谷、室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第131号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大迫、上脇、鹿老渡、鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻
基点2	呉市倉橋町鹿島東端
基点3	2から呉市倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と倉橋町鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点
基点4	呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端
基点5	呉市倉橋町堀切橋北東側付け根
基点6	呉市倉橋町堀切橋南東側付け根
ア	1から呉市倉橋町白石（北の石）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市倉橋町穴の口（トロボ南側付け根）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡、鹿島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第132号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町室尾、鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町長串ノ鼻
基点2	3から呉市倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と倉橋町鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点
基点3	呉市倉橋町鹿島東端
基点4	呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻
基点5	呉市倉橋町堀切橋南東側付け根
基点6	呉市倉橋町堀切橋北東側付け根
ア	1から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市倉橋町白石（北の石）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立、海越、鹿老渡、鹿島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第133号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町笹小島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第132号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町尾立、室尾

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第134号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町羽山島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町羽山島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿島

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第135号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町黒島、横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを倉橋町黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域を除く。
基点1	呉市倉橋町黒島南西端
基点2	呉市倉橋町黒島北東端（ホボロケタ鼻）
基点3	呉市倉橋町横島北東端
基点4	呉市倉橋町横島西端
ア	2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、本浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第136号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町白石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを呉市倉橋町白石の西側距岸150メートルで結んだ線とイ6を結んだ直線と2・3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町白石（北の石）北端
基点2	呉市倉橋町白石（北の石）南端
基点3	呉市倉橋町白石（中の石）北端
基点4	呉市倉橋町白石（中の石）南端
基点5	呉市倉橋町白石（南の石）北端
基点6	呉市倉橋町白石（南の石）南端
基点7	呉市倉橋町横島南端
基点8	呉市倉橋町鹿島南端
ア	1から工を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	6からウを見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	7から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所
工	8から愛媛県松山市大館場島西端を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡、鹿島瀬戸

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第137号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町白石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町白石の西側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを白石の西側距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町白石（北の石）北端
基点2	呉市倉橋町白石（南の石）南端
基点3	呉市倉橋町横島南端
基点4	呉市倉橋町鹿島南端
ア	1から力を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	1から力を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2からオを見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	2からオを見通す線と距岸500メートルの線との交点
オ	3から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所
力	4から愛媛県松山市大館場島西端を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡、鹿島瀬戸

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第138号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町長谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町字長谷新開8032番、8033番、8034番、8034番1、8035番、8036番、8037番、8038番、8039番、8040番、8041番、8042番、8043番、8044番1、8044番3及び8045番1の区域と重複する区域を除く。
基点1	呉市倉橋町と音戸町先奥との海岸線における境界（堤川河口中央）
基点2	呉市倉橋町福浦（トロブ湾口西の鼻西側付け根）
基点3	呉市倉橋町長谷新開船磯鼻
基点4	呉市倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南東端
ア	1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市音戸町波多見赤石鼻を見通す（18度）線と距岸150メートルの線との交点
エ	2から呉市音戸町波多見小学校護岸東角を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町長谷、室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第139号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町弁天島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町長谷、室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第140号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町袋の内地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3アを結んだ直線とアイを距岸（呉市倉橋町鈴鹿島を含む）150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町トロボ北端
基点2	呉市倉橋町鈴鹿島北端
基点3	呉市倉橋町鈴鹿島南端
基点4	呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端
ア	3から4を見通す線と呉市倉橋町鈴鹿島距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市倉橋町穴の口（トロボ南側付け根）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第141号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町先入道の鼻北東端
基点2	呉市倉橋町亀ヶ首北端
ア	1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第142号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻
基点2	呉市倉橋町亀ヶ首北端
ア	1から呉市倉橋町温海南の鼻を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第143号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大迫地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町温海南の鼻
基点2	呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻
ア	1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第144号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡、大迫地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町海越堀切東防波堤北側付け根
基点2	呉市倉橋町温海南の鼻
ア	1から呉市倉橋町鹿老渡岩屋北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第145号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを呉市倉橋町鹿島の北側距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町鹿島おしまの鼻西端
基点2	呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻
ア	1から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から愛媛県松山市大館場島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿島

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第146号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町海越徳岩
基点2	呉市倉橋町鹿老渡し浦南の鼻
基点3	呉市倉橋町堀切橋南東側付け根
基点4	呉市倉橋町堀切橋北東側付け根
ア	1から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町鹿島瀬戸北の鼻北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町海越

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第147号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町海越地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町海越長碕の鼻
基点2	呉市倉橋町海越徳岩
ア	1から呉市倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町海越

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第148号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町尾立、室尾、海越地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町井目木東鼻
基点2	呉市倉橋町海越長砦の鼻
ア	1から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立、海越

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第149号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町井目木地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町長串ノ鼻
基点2	呉市倉橋町井目木東鼻
ア	1から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町尾立、室尾

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第150号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町笹小島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共第149号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町尾立、室尾

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第151号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町黒島、横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを倉橋町黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び共第124号、共第126号の区域を除く。
基点1	呉市倉橋町黒島南西端
基点2	呉市倉橋町黒島北東端（ホボロケタ鼻）
基点3	呉市倉橋町横島北東端
基点4	呉市倉橋町横島西端
ア	2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、本浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第152号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町長谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町長谷川長谷橋下流側左岸付け根
基点2	呉市倉橋町長谷川長谷橋下流側右岸付け根
基点3	呉市倉橋町長谷川長谷橋下流の右岸の護岸北東端から護岸沿い南西に2メートルの所
基点4	3から護岸に直角に見通す線と対岸との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町長谷、室尾、尾立

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第153号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町脇田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	2から護岸に直角に見通す線と対岸との交点
基点2	3から左岸上流側へ91メートルの所（（旧）塩田橋下流側左岸付け根）
基点3	呉市倉橋町脇田脇田橋上流側左岸付け根
基点4	呉市倉橋町脇田脇田橋上流側右岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町尾立、室尾

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第154号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町横島東端
基点2	呉市倉橋町鹿島南端
基点3	呉市倉橋町鹿島東端
ア	1から2を見通す線の延長線と呉市倉橋町433高地から3を見通す線の延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第155号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町横島北端
基点2	呉市倉橋町鹿島入道鼻西の鼻北西端
基点3	呉市倉橋町鹿島入道鼻北端
基点4	呉市倉橋町海越長碕の鼻
ア	1から2を見通す線の延長線と3から4を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第156号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町亀ヶ首北端
ア	1から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡、大迫

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第157号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共第158号の区域を除く。
基点1	呉市倉橋町鹿老渡船舎の鼻
ア	1から愛媛県松山市小館場島北東端を見通す線上600メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第158号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径250メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町261高地（桂浜神社の北東の高）
基点2	呉市倉橋町鹿老渡遠見山（101メートル）の高
基点3	呉市倉橋町羽山島南端
基点4	山口県岩国市福良島東端
ア	1から2を見通す線の延長線と4から3を見通す線の延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第159号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市倉橋町鹿島南側岨岩を中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡、鹿島

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第160号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町横島東端
基点2	呉市倉橋町羽山島セクビの北端
ア	1から呉市倉橋島鹿島入道鼻西の鼻北西端を見通す線と2から倉橋町黒島鳥ヶ首を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、本浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第161号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町横島南端
ア	1から山口県岩国市小柱島南端を見通す線上600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町鹿老渡、本浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第162号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所）
基点2	呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端
基点3	2から護岸沿い西へ225メートルの所
ア	1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から愛媛県松山市小安居島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第163号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町、蒲刈町向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを距岸150メートルで結んだ線とキク、クケ、ケコを結んだ3直線とコサを距岸150メートルで結んだ線とサシ、シスを結んだ2直線と、スセを距岸150メートルで結んだ線とセソ、ソタ、タチを結んだ3直線とチツを距岸150メートルで結んだ線とツ20を結んだ直線と18、19を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに16・17を結んだ直線から下流の呉市下蒲刈町下島大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	2から護岸沿い東へ234メートルの所
基点2	呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端
基点3	呉市下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤東側の鼻
基点4	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角
基点5	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角から護岸沿い西へ8.7メートルの所
基点6	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央
基点7	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地西の鼻南端
基点8	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角
基点9	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角
基点10	呉市下蒲刈町棒振東鼻
基点11	呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北角
基点12	呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東角
基点13	呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角
基点14	呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸南東角
基点15	呉市下蒲刈町塩浜新開北側の橋（一の字橋）北東側付け根
基点16	呉市下蒲刈町下島大川新大川橋左岸下流側付け根
基点17	呉市下蒲刈町下島大川新大川橋右岸下流側付け根
基点18	呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋左岸下流側付け根
基点19	呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋右岸下流側付け根
基点20	呉市蒲刈町立岩
ア	2から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	3から呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	4から155度05分15メートルの所
エ	5から155度05分15メートルの所

記号等	表示
オ	6から呉市下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上90メートルの所
カ	7から呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
キ	8から呉市仁方港栈橋を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ク	9から350度125メートルの所
ケ	10から330度150メートルの所
コ	10から355度の線と距岸150メートルの線との交点
サ	11から0度の線と距岸150メートルの線との交点
シ	12から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上130メートルの所
ス	12から呉市蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
セ	13から40度の線と距岸150メートルの線との交点
ソ	13から呉市蒲刈町白崎鼻北西端を見通す線上50メートルの所
タ	14から呉市下蒲刈町天神鼻南西の突堤突端を見通す線上50メートルの所
チ	15から天神鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ツ	20から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の1・2、2・3、3・4、4・1を結んだ4直線によって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）
基点 1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点（標高+168.67メートル、北緯34度10分21秒045、東経132度40分17秒422）から138度30分450.3メートルの所
基点 2	1から210度00分37.7メートルの所
基点 3	2から300度00分5.5メートルの所
基点 4	3から30度00分37.0メートルの所
除外区域 2	次の3から6を結んだ3直線と最大高潮時海岸線、7から14を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）
基点 1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点から147度30分281.2メートルの所
基点 2	1から155度05分137.4メートルの所
基点 3	2から245度05分2.0メートルの所
基点 4	3から155度05分13.0メートルの所
基点 5	4から245度05分6.7メートルの所
基点 6	5から335度05分13.0メートルの所
基点 7	6から245度05分171.0メートルの所
基点 8	7から155度05分28.0メートルの所
基点 9	8から197度10分4.5メートルの所
基点 10	9から154度00分16.0メートルの所
基点 11	10から245度05分5.5メートルの所
基点 12	11から335度05分16.0メートルの所
基点 13	12から294度00分4.5メートルの所
基点 14	13から335度05分34.6メートルの所
除外区域 3	次の1アを結んだ直線とアからクを順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及びケからシを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（呉市下蒲刈町棒振東鼻地先）
基点 1	呉市下蒲刈町棒振東鼻
基点 2	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角
基点 3	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角
ア	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の燈台を見通す線上9メートルの所

記号等	表示
イ	アから322度4メートルの所
ウ	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の燈台を見通す線上22メートルの所
エ	ウから206度5メートルの所
オ	エから332度16メートルの所
カ	オから296度30分31メートルの所
キ	カから237度18メートルの所
ク	キから168度21メートルの所
ケ	3から232度11メートルの所
コ	ケから322度5メートルの所
サ	シから322度3メートルの所
シ	2から52度22メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第164号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町下黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町下黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第165号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町上黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町上黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第166号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向小島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市蒲刈町向小島と白石の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第167号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町ヒクベ島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第168号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市下蒲刈町尾ノ鼻
基点2	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角
基点3	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角
基点4	呉市下蒲刈町棒振東鼻
基点5	呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北端
基点6	呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東端
基点7	呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角
基点8	呉市下蒲刈町見戸代港南側船だまり南側防波堤南側付け根と護岸との接点
基点9	呉市下蒲刈町丸谷港護岸北角
基点10	呉市下蒲刈町白崎鼻北西端（カーブミラー）から護岸沿い南へ184メートルの所
ア	1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤先端を見通す線と距岸200メートルの交点
イ	2から呉市仁方港棧橋を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から350度180メートルの所
エ	4から340度200メートルの所
オ	4から355度の線と距岸200メートルの線との交点
カ	5から0度の線と距岸200メートルの線との交点
キ	6から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上175メートルの所
ク	6から呉市下蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ケ	7から50度の線と距岸200メートルの線との交点
コ	7から呉市下蒲刈町天神鼻を見通す線上100メートルの所
サ	8から呉市下蒲刈町天神鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
シ	9から10を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1アを結んだ直線とアからクを順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及びケからシを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（呉市下蒲刈町棒振東鼻地先）
基点1	呉市下蒲刈町棒振東鼻
基点2	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角
基点3	呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角
ア	1から呉市仁方皆実町重岩護岸先端の燈台を見通す線上9メートルの所

記号等	表示
イ	アから322度4メートルの所
ウ	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の燈台を見通す線上22メートルの所
エ	ウから206度5メートルの所
オ	エから332度16メートルの所
カ	オから296度30分31メートルの所
キ	カから237度18メートルの所
ク	キから168度21メートルの所
ケ	3から232度11メートルの所
コ	ケから322度5メートルの所
サ	シから322度3メートルの所
シ	2から52度22メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第169号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町大地蔵地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを東廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカ6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市下蒲刈町尾ノ鼻
基点2	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地の西の鼻南端
基点3	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央
基点4	呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地東角
基点5	呉市下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤の東側の鼻
基点6	呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入り口東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所
ア	1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から呉市下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上140メートルの所
エ	4から呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線上90メートルの所
オ	5から呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	6から呉市下蒲刈町仏ヶ崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の3から6を結んだ3直線と最大高潮時海岸線、7から14を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）
基点1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点（標高+168.67メートル）から147度30分281.2メートルの所
基点2	1から155度05分137.4メートルの所
基点3	2から245度05分2.0メートルの所
基点4	3から155度05分28.1メートルの所
基点5	4から245度05分6.7メートルの所
基点6	5から335度05分28.1メートルの所
基点7	6から245度05分171.0メートルの所
基点8	7から155度05分28.0メートルの所
基点9	8から197度10分4.5メートルの所
基点10	9から154度00分16.0メートルの所
基点11	10から245度05分5.5メートルの所
基点12	11から335度05分16.0メートルの所
基点13	12から294度00分4.5メートルの所
基点14	13から335度05分34.6メートルの所
除外区域2	次の1・2、2・3、3・4、4・1を結んだ4直線によって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）

記号等	表示
基点 1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点から138度30分450.3メートルの所
基点 2	1 から210度00分37.7メートルの所
基点 3	2 から300度00分5.5メートルの所
基点 4	3 から30度00分37.0メートルの所
除外区域 3	次の1・2、2・3、3・4、4・1を結んだ4直線によって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）
基点 1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点から148度10分538.5メートルの所
基点 2	1 から155度05分11.0メートルの所
基点 3	2 から245度05分60.0メートルの所
基点 4	3 から308度05分11.0メートルの所
除外区域 4	次の1・2、2・3、3・4、4・1を結んだ4直線によって囲まれた区域（呉市下蒲刈町梶ヶ浜地先）
基点 1	呉市下蒲刈町大地蔵四等三角点から158度40分539.7メートルの所
基点 2	1 から155度05分11.0メートルの所
基点 3	2 から245度05分60.0メートルの所
基点 4	3 から335度05分11.0メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第170号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町下黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町下黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第171号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町上黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町上黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第172号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町白崎鼻北西端（カーブミラー）から護岸沿い南へ184メートルの所
基点2	呉市蒲刈町立岩
ア	1から呉市下蒲刈町丸谷港護岸北角を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第173号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所）
基点2	呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端
基点3	4から護岸沿い東へ333メートルの所
基点4	呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端
基点5	呉市蒲刈町向仏ヶ崎
基点6	呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入口の東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所
ア	1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上30メートルの所
エ	4から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	5から6を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第174号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向小島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市蒲刈町向小島と臼石の距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第175号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町ヒクベ島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第176号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から11月30日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町尾ノ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ1を結んだ3直線によって囲まれた区域
基点1	呉市下蒲刈町尾ノ鼻
ア	1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤突端を見通す線上1,000メートルの所
イ	1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線上1,000メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第177号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町白崎鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とする半径300メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを3を中心とする半径300メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市下蒲刈町棒振東鼻
基点2	3から護岸沿い西へ21メートルの所
基点3	呉市下蒲刈町白崎鼻埋地護岸北角
基点4	3から護岸沿い南東へ20メートルの所
ア	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上300メートルの所
イ	1から25度300メートルの所
ウ	2から0度の線と3を中心とする半径300メートルの線との交点
エ	4から呉市蒲刈町ねずみ石を見通す（96度）線と3を中心とする半径300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びエオ、オカ、カキを結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（呉市下蒲刈町棒振東鼻地先）
基点1	呉市下蒲刈町棒振東鼻
ア	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上9メートルの所
イ	アから332度4メートルの所
ウ	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上22メートルの所
エ	1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上29メートルの所
オ	エから332度8メートルの所
カ	オから296度30分31メートルの所
キ	カから呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上71メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第178号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町白崎鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市下蒲刈町天神鼻
ア	1から28度550メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第179号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町天神鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市下蒲刈町天神鼻
ア	1から76度340メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第180号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町鳩岡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻（水準点金属標識から護岸沿い北へ108メートルの所）
ア	1から53度30分450メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第181号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線と工オを距岸（呉市蒲刈町荷島を含む。）150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。
基点1	呉市蒲刈町立岩
基点2	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端
基点3	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端から護岸沿い東へ300メートルの所
基点4	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東端
基点5	呉市蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所）
ア	1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市川尻町と安浦町との境界（藤ガ鼻）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所
エ	4から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
オ	5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町大浦地内3552と3572-3の境界から海に向かう排水管流出口
ア	1から33度43メートルの所
イ	1から41.5度46メートルの所
ウ	1から67度29メートルの所
エ	1から57度23メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

共第182号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町大松島、小松島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを呉市蒲刈町大松島東廻りに距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを蒲刈町小松島西廻りに距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町小松島北端
基点2	呉市蒲刈町大松島北端
基点3	呉市蒲刈町大松島南端
基点4	呉市蒲刈町小松島南端
ア	1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第183号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町沖ノ島、笹島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸（呉市蒲刈町笹島含む）150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町沖ノ島南端
基点2	呉市蒲刈町沖ノ島北端
基点3	呉市蒲刈町千才東端
基点4	呉市蒲刈町千才西端
ア	1から180度150メートルの所
イ	3から135度150メートルの所
ウ	4から315度150メートルの所
エ	2から315度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

共第184号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町大浦大子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

共第185号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸（呉市蒲刈町荷島を含む。）150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。
基点1	呉市蒲刈町立岩
基点2	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端
基点3	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端から護岸沿い東へ300メートルの所
基点4	呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東端
基点5	呉市蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所）
ア	1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2と呉市川尻町と安浦町との境界（藤力鼻）を結ぶ線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所
エ	4から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
オ	5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町大浦地内3552と3572-3の境界から海に向かう排水管流出口
ア	1から33度43メートルの所
イ	1から41.5度46メートルの所
ウ	1から67度29メートルの所
エ	1から57度23メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第186号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町沖ノ島、笹島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸（呉市蒲刈町笹島含む）150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町沖ノ島南端
基点2	呉市蒲刈町沖ノ島北端
基点3	呉市蒲刈町千才東端
基点4	呉市蒲刈町千才西端
ア	1から180度150メートルの所
イ	3から135度150メートルの所
ウ	4から315度150メートルの所
エ	2から315度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

共第187号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町大浦大子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

共第188号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町田戸地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町田戸しいの木鼻
基点2	呉市蒲刈町田戸十念の鼻（旧火葬場の東側の鼻）
ア	1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上500メートルの所
イ	1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上1,000メートルの所
ウ	2から呉市川尻町と安浦町との境界（藤ガ鼻）を見通す線上1,000メートルの所
エ	2から呉市川尻町と安浦町との境界（藤ガ鼻）を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町、下蒲刈町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第189号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町大松島、小松島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ線とこれを直径とする北東側の円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町小松島南端
基点2	呉市蒲刈町大松島南端
ア	2・1を結んだ延長線上1から西へ350メートルの所
イ	1・2を結んだ延長線上2から東へ350メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町、下蒲刈町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第190号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町大浦大子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市蒲刈町黒鼻南東端
基点2	呉市豊浜町二窓島西側の高（下二窓島の高）
基点3	呉市蒲刈町石風呂
基点4	呉市蒲刈町県民の浜の海浜西端から西へ1番目の鼻の北側付け根
基点5	呉市蒲刈町県民の浜の海浜東端から東へ1番目の鼻の南側付け根（恵の丘蒲刈入口前の階段付け根と護岸との交点）
ア	2から呉市蒲刈町大浦大子島南西端を見通す線の中央点
イ	アから豊田郡大崎上島町津久賀島の高（47メートル）を見通す線と3から豊浜町豊島301高地を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第191号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市天応大浜3丁目、汐見町、狩留賀町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の大屋川の区域
基点1	呉市天応大浜3丁目埋立地南側護岸付け根から護岸沿い西へ185メートルの所
基点2	呉市天応大浜2丁目第2公園護岸北角
基点3	呉市天応大浜2丁目大屋川天崎橋下流側右岸付け根
基点4	呉市天応大浜1丁目大屋川天崎橋下流側左岸付け根
基点5	呉市狩留賀町3番埋立地西角
基点6	5から東へ28メートルの所
基点7	呉市狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所
ア	2から270度の線と距岸150メートルの線との交点
イ	5から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	5から232度150メートルの所
エ	6から185度150メートルの所
オ	7から241度12分の線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮原1～13丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第192号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市吉浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市若葉町大麗女島及び小麗女島含む）150メートルで結んだ線とイウを2を中心に半径150メートルの円弧とウエを距岸20メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根
基点2	呉市光町ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ100メートルの所
基点3	呉市光町ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所埋立地護岸東角
ア	1から334度55分の線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から護岸に直角に150メートルの所
ウ	2を中心とした半径150メートルの円弧と距岸20メートルの線との東側交点
エ	3から呉市昭和町海上自衛隊Fバースを見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮原1～13丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第193号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市宝町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル及び防波堤から150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の二河川の区域
基点1	呉市築地町貿易埠頭埋立地南角から護岸沿い北東へ130メートルの所
基点2	呉市宝町呉港湾合同庁舎東側防波堤突端
基点3	呉市宝町二河川かもめ橋下流側左岸付け根
基点4	呉市三条1丁目二河川かもめ橋下流側右岸付け根
ア	1から護岸に直角に150メートルの所
イ	2から防波堤の延長線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮原1～13丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第194号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市天応、吉浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを結んだ6直線とシスを距岸200メートルで結んだ線とス8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第199号、共第200号の区域及び6ソ、ソセ、セ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地北西角(内角)
基点2	呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地南角
基点3	呉市天応大浜2丁目第2公園護岸北角
基点4	呉市汐見町宅垣内川河口中央
基点5	呉市狩留賀町3番埋立地西角
基点6	呉市狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所
基点7	呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根
基点8	呉市若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ70メートルの所
ア	1から216度の線と距岸50メートルの線との交点
イ	2から277度の線と距岸50メートルの線との交点
ウ	3から270度の線と距岸250メートルの線との交点
エ	4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
オ	4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	5から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ	5から275度200メートルの所
ク	5から232度200メートルの所
ケ	6から260度の線と距岸200メートルの線との交点
コ	6から251度30分225メートルの所
サ	7から334度55分200メートルの所
シ	7から310度の線と距岸200メートルの線との交点
ス	8から呉市若葉町大麗女島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
セ	7から334度55分110メートルの所
ソ	6から241度12分156.4メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、両城1・2丁目、三条1～4丁目、宮原1～13丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

類似漁業権

公示番号

共第195号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市梅木町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市梅木町梅木川河口左岸角から護岸沿い南へ100メートルの所
基点2	呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻一時堆積場エブロン南側付け根から護岸沿いに南へ80メートルの所
基点3	呉市吉浦町猪山隧道北口
ア	1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上500メートルの所
イ	1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	3から270度の線と距岸50メートルの線との交点
エ	3から270度270メートルの所
オ	2から江田島市江田島町クマン岳の高を見通す線上270メートルの所
カ	2から江田島市江田島町クマン岳の高を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、東中央1～4丁目、朝日町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第196号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市吉浦宮花町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸200メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市狩留賀町海底電線標識から海岸沿い南へ80メートルの所
基点2	呉市吉浦宮花町海上自衛隊貯油所西端
ア	1から299度の線と距岸200メートルの線との交点
イ	1から299度の線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から235度の線と距岸50メートルの線との交点
エ	2から235度の線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、東中央1～4丁目、朝日町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第197号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南1～7丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートル（呉市阿賀南1丁目南側の捨石周囲150メートルを含む）で結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1から2までの間の護岸構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。
基点1	呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所
基点2	1から護岸沿い北東へ392メートルの所
基点3	呉市阿賀南1丁目南東端から護岸沿い北へ100メートルの所
基点4	呉市阿賀中央大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側右岸付け根
基点5	呉市阿賀中央大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側左岸付け根
ア	1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線（116度）上100メートルの所
イ	2から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市広多賀谷3丁目埋立地南西の旧護岸角（埋立地新旧護岸の境界）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のア、イ、ウ、エ、オ、カを中心とする直径10.5メートルの円によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南1丁目南東端から護岸沿い北へ100メートルの所
ア	1から243度396.0メートルの所
イ	1から246度495.2メートルの所
ウ	1から249度595.4メートルの所
エ	1から251度726.0メートルの所
オ	1から252度820.9メートルの所
カ	1から251度915.4メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘを結んだ28直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南1丁目南東端から護岸沿い北へ100メートルの所
ア	1から241度112.4メートルの所

記号等	表示
イ	1から240度116.9メートルの所
ウ	1から244度121.1メートルの所
エ	1から252度182.3メートルの所
オ	1から253度180.8メートルの所
カ	1から250度194.2メートルの所
キ	1から246度215.0メートルの所
ク	1から244度235.1メートルの所
ケ	1から243度254.3メートルの所
コ	1から242度274.1メートルの所
サ	1から241度293.8メートルの所
シ	1から241度309.1メートルの所
ス	1から242度311.6メートルの所
セ	1から243度309.9メートルの所
ソ	1から243度301.9メートルの所
タ	1から244度298.8メートルの所
チ	1から244度295.8メートルの所
ツ	1から245度277.3メートルの所
テ	1から246度258.8メートルの所
ト	1から247度241.0メートルの所
ナ	1から250度222.6メートルの所
ニ	1から254度203.8メートルの所
ヌ	1から257度191.3メートルの所
ネ	1から256度196.4メートルの所
ノ	1から257度199.5メートルの所
ハ	1から262度196.9メートルの所
ヒ	1から274度211.3メートルの所
フ	1から275度219.6メートルの所
ヘ	1から276度217.4メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第198号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南8～9丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル(呉市阿賀マリノボリス埋立地を除く)で結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南9丁目と呉市警固屋9丁目との海岸線における境界
基点2	呉市阿賀南7丁目マリノボリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所
ア	1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す(130度)線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第199号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀町情島、小情島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアエを呉市阿賀町小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀町小情島本アジロの鼻（北端）
基点2	呉市阿賀町小情島ワキアテの鼻（南端）
基点3	呉市阿賀町情島セドの鼻
基点4	呉市阿賀町情島前下の鼻
ア	1から3を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点
イ	3から1を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点
ウ	4から2を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点
エ	2から4を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第200号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南7丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。
基点1	呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所
基点2	1から護岸沿い北東へ32メートルの所
基点3	1から護岸沿い北東へ100メートルの所
基点4	1から護岸沿い北東へ387メートルの所
基点5	呉市阿賀南7丁目マル延水産南側の広島ガス(株)敷地北東端
ア	1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線(116度)上150メートルの所
イ	3から116度の線上183メートルの所
ウ	4から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点
カ	4から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸50メートルの線との交点
キ	3から116度の線上33メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第201号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南8～9丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南9丁目と呉市警固屋9丁目との海岸線における境界
基点2	呉市阿賀南7丁目マリノボリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所
ア	1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第202号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀町情島、小情島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアエを呉市阿賀町小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀町小情島本アジロの鼻（北端）
基点2	呉市阿賀町小情島ワキアテの鼻（南端）
基点3	呉市阿賀町情島セドの鼻
基点4	呉市阿賀町情島前下の鼻
ア	1から3を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点
イ	3から1を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点
ウ	4から2を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点
エ	2から4を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第203号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広多賀谷2丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線と黒瀬川護岸とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市阿賀南1丁目南東角から護岸沿い北へ100メートルの所
基点2	呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い北東へ238メートルの所
基点3	呉市阿賀中央5丁目黒瀬川国道橋梁（広大橋）下流側右岸付け根
基点4	呉市広文化町黒瀬川国道橋梁（広大橋）下流側左岸付け根
ア	1から115度150メートルの所
イ	アから201度20分の線と2から286度の線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線、ケコ、コサ、サシ、シケを結んだ4直線及びスセ、セソ、ソタ、タスを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南1丁目黒瀬川河口から2番目の水道橋右岸付け根の上流にある堤防の金属標
ア	1から193.14度135メートルの所
イ	1から189.55度136メートルの所
ウ	1から190.48度146メートルの所
エ	1から193.54度145メートルの所
オ	1から173.25度159メートルの所
カ	1から170.58度163メートルの所
キ	1から172.24度170メートルの所
ク	1から174.46度166メートルの所
ケ	1から159.38度195メートルの所
コ	1から157.58度201メートルの所
サ	1から159.55度208メートルの所
シ	1から161.34度203メートルの所
ス	1から150.46度242メートルの所
セ	1から149.55度247メートルの所
ソ	1から151.22度252メートルの所
タ	1から152.14度247メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広石内1～4丁目、広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広町田1・2丁目、広徳丸町、広古新開1～9丁目、広文化町、広末広1・2丁目、広本町1～3丁目、広中新開1～3丁目、広吉松1・2丁目、広杭本町、広駅前1・2丁目、広大新開1～3丁目、広両谷1～3丁目、広白石1～4丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広津久茂町、広長浜1～5丁目、広黄幡町、広小坪1・2丁目、広中町、広多賀谷1～3丁目、阿賀南1丁目、阿賀中央4・5丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第204号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広長浜4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市広黄幡町広弾薬庫1号突堤の南側付け根
基点2	3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点
基点3	呉市広小坪西側船だまり北側護岸西角（河口左岸角）
基点4	呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界（呉市広小坪2丁目17-6番地南側標柱）
ア	1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広石内1～4丁目、広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広町田1・2丁目、広徳丸町、広古新開1～9丁目、広文化町、広末広1・2丁目、広本町1～3丁目、広中新開1～3丁目、広吉松1・2丁目、広杭本町、広駅前1・2丁目、広大新開1～3丁目、広両谷1～3丁目、広白石1～4丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広津久茂町、広長浜1～5丁目、広黄幡町、広小坪1・2丁目、広中町、広多賀谷1～3丁目、阿賀南1丁目、阿賀中央4・5丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第205号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広長浜4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市長浜港の区域及び共第206号の区域を除く。
基点1	呉市広黄幡町石ヶ鼻南端
基点2	3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点
基点3	呉市広小坪西側船だまり北側護岸西角（河口左岸角）
基点4	呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界（呉市広小坪2丁目17-6番地南側標柱）
ア	1から呉市阿賀町情島北端を見通す（218度）線と距岸150メートルの線との交点
イ	4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広石内1～4丁目、広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広町田1・2丁目、広徳丸町、広古新開1～9丁目、広文化町、広末広1・2丁目、広本町1～3丁目、広中新開1～3丁目、広吉松1・2丁目、広杭本町、広駅前1・2丁目、広大新開1～3丁目、広両谷1～3丁目、広白石1～4丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広津久茂町、広長浜1～5丁目、広黄幡町、広小坪1・2丁目、広中町、広多賀谷1～3丁目、阿賀南1丁目、阿賀中央4・5丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第206号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広長浜5丁目地先（アラメノ鼻）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市広長浜5丁目アラメノ鼻
ア	1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す（197度）線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広石内1～4丁目、広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広町田1・2丁目、広徳丸町、広古新開1～9丁目、広文化町、広未広1・2丁目、広本町1～3丁目、広中新開1～3丁目、広吉松1・2丁目、広杭本町、広駅前1・2丁目、広大新開1～3丁目、広両谷1～3丁目、広白石1～4丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広津久茂町、広長浜1～5丁目、広黄幡町、広小坪1・2丁目、広中町、広多賀谷1～3丁目、阿賀南1丁目、阿賀中央4・5丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第207号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び3・4を結んだ直線から下流の錦川の区域と5・6を結んだ直線から下流の汐込川の区域。ただし、呉市仁方港栈橋に通じる航路の区域を除く。
基点1	呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界（広小坪2丁目17-6番地南側標柱）
基点2	呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界
基点3	呉市仁方錦町錦川大師橋上流側右岸付け根から上流へ140メートルの所
基点4	呉市仁方錦町錦川大師橋上流側左岸付け根から上流へ140メートルの所
基点5	呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側右岸付け根
基点6	呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側左岸付け根
ア	1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す（174度30分）線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方栈橋通

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第208号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方町戸田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界（広小坪2丁目17-6番地南側標柱）
基点2	呉市仁方町戸田宮の鼻
ア	1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す（135度）線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方棧橋通

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第209号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方皆実町、仁方本町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仁方港栈橋に通じる航路の区域を除く。
基点1	呉市仁方皆実町船だまり南側防波堤東側付け根
基点2	呉市仁方本町3丁目舟川河口右岸角（汐込川河口左岸側船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ75メートルの所）
基点3	呉市川尻町と仁方町との海岸線における境界
基点4	呉市仁方港旧フェリー乗り場敷地東角から護岸沿い北西へ100メートルの所（フェリー乗り場敷地北東角）
基点5	呉市仁方本町3丁目汐込川河口左岸側船だまり西側防波堤突端
ア	2から1を見通す線上250メートルの所
イ	2から呉市仁方町おつゆが鼻を見通す（183度30分）線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す（174度30分）線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方栈橋通

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第210号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方町戸田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアエを結んだ直線とエウを距岸200メートルで結んだ線とウイを結んだ直線とイアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市仁方町戸田宮の鼻
基点2	呉市仁方町おつゆが鼻
ア	1から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す（135度）線と距岸30メートルの線との交点
イ	2から呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す（60度）線と距岸30メートルの線との交点
ウ	2から呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す（60度）線と距岸200メートルの線との交点
エ	1から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す（135度）線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方棧橋通

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第211号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端
ア	1から呉市仁方町重岩護岸突端の灯台を見通す線上600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方棧橋通

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第212号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市川尻町女猫島を含む）200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4、5・6をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、川尻町柏島距岸150メートルの区域を除く。
基点1	呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界
基点2	呉市川尻町神田造船所敷地南角（大才川河口左岸角）
基点3	呉市川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側右岸付け根
基点4	呉市川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側左岸付け根
基点5	呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋（下流から1番目）下流側右岸付け根
基点6	呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋（下流から1番目）下流側左岸付け根
ア	1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から神田造船所南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第213号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町、安浦町安登地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4、4工、エウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市川尻町神田造船所敷地南側護岸東端（道路護岸との接点）から護岸沿い南西へ60メートルの所
基点2	呉市安浦町三津口と安登との海岸線における境界（カジ石の鼻から南へ1番目の鼻）
基点3	呉市安浦町仕形仕形川河口右岸角
基点4	呉市安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所
ア	1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市安浦町横島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	工から270度の線と最大高潮時海岸線との交点
エ	4から140度130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第214号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町柏島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市川尻町柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第215号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市呉市川尻町女猫島を含む。）200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市川尻町柏島距岸150メートルの区域を除く。
基点1	呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界
基点2	呉市川尻町神田造船所敷地南角（大才川河口左岸角）
基点3	呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋（下流から1番目）下流側右岸付け根
基点4	呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋（下流から1番目）下流側左岸付け根
ア	1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第216号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町、安浦町安登地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、7・8、8カ、カオを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市川尻町神田造船所敷地南側護岸東端（道路護岸との接点）から護岸沿い南西へ60メートルの所
基点2	呉市川尻町小用と川尻町東2丁目との海岸線における境界
基点3	呉市安浦町安登一本松の鼻
基点4	呉市安浦町横島南端
基点5	呉市安浦町横島北端
基点6	呉市安浦町三津口と安登との海岸線における境界（カジ石の鼻から南へ1番目の鼻）
基点7	呉市安浦町仕形仕形川河口右岸角
基点8	呉市安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所
ア	1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
エ	3から4を見通す線と距岸300メートルの線との交点
オ	カから270度の線と最大高潮時海岸線との交点
カ	8から140度130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第217号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町柏島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市川尻町柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第218号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第218号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市川尻町岩戸胡子神社の鼻
ア	1から呉市川尻町柏島北西端を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第219号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から10月31日まで

漁場の位置

呉市川尻町女猫島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市川尻町小仁方アジが浜南の鼻（女猫島の対岸）
基点2	呉市川尻町犬戻が鼻
ア	1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線上400メートルの所
イ	2から呉市蒲刈町ねずみ石（立岩から西に1番目の鼻）を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市川尻町、下蒲刈町、蒲刈町、仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方棧橋通

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第220号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市安浦町横島北端
基点2	呉市安浦町横島東端
ア	1から呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	2から呉市安浦町馬島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第221号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市安浦町柏島、馬島、小熊島距岸300メートル並びに碓磯及びアマダ磯を中心とした半径250メートルの円弧によって囲まれた区域を含む。）300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエを結んだ直線から下流の野呂川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）
基点2	呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界
ア	1から呉市安浦町横島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	呉市安浦町野呂川安浦大橋下流側右岸付け根
エ	呉市安浦町野呂川安浦大橋下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点1	呉市安浦町小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ38メートルの所
基点2	1から330度97メートルの所
ア	1から70度135メートルの所
イ	アから340度95メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市安浦町深浦三等三角点（標高153.34メートル）
ア	1から247度58分04秒1,594.69メートルの所
イ	アから137度30分48秒70.00メートルの所
ウ	イから227度30分45秒6.00メートルの所
エ	ウから317度30分48秒70.00メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第222号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを呉市安浦町馬島、小熊島の北側距岸及び柏島の東側距岸300メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市安浦町仏崎（護岸の排水管の所）
基点2	呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界
基点3	呉市川尻町柏島北端
基点4	呉市安浦町馬島三台石
ア	1から3を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と4から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線との交点
エ	4から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
オ	3から1を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第223号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イウ、ウエ、エ5を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6オ、オカ、カ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）
基点2	呉市安浦町横島北端
基点3	呉市安浦町横島東端
基点4	呉市安浦町馬島南端
基点5	呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界
基点6	呉市安浦町小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ38メートルの所
基点7	6から330度97メートルの所
ア	1から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上500メートルの所
イ	4から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線上200メートルの所
ウ	4から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上300メートルの所
エ	5から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所
オ	6から70度135メートルの所
カ	オから340度95メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第224号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月20日まで

漁場の位置

呉市安浦町内海地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と護岸とによって囲まれた野呂川、中切川、中畑川の区域
基点1	呉市安浦町中畑川八千代橋下流側右岸付け根
基点2	呉市安浦町中畑川八千代橋下流側左岸付け根
基点3	呉市安浦町野呂川内海大橋下流側右岸付け根
基点4	呉市安浦町野呂川内海大橋下流側左岸付け根
基点5	呉市安浦町中切川住吉橋下流側右岸付け根
基点6	呉市安浦町中切川住吉橋下流側左岸付け根
基点7	呉市安浦町野呂川安浦大橋上流側右岸付け根
基点8	呉市安浦町野呂川安浦大橋上流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第225号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から7月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市安浦町カジ石の鼻
ア	1から124度300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町三津口、内海

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第226号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊町、豊浜町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	呉市豊町大長初崎
基点2	愛媛県今治市岡村島戸町鼻
基点3	呉市豊町大長中ノ島（大島）南東端の鼻
基点4	呉市豊町大長小島東側工ビスガモト鼻
基点5	呉市豊町大長小島南端
基点6	呉市豊町御手洗の北東端
基点7	愛媛県今治市岡村島観音崎
基点8	呉市豊浜町斎島南東端
基点9	呉市豊浜町斎島南西端
基点10	呉市豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高
基点11	呉市豊浜町尾久比島重子岩
基点12	呉市豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻
基点13	呉市豊浜町豊島代間飛石
基点14	呉市豊浜町豊島北端
基点15	呉市豊町三角島カセイ鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点
イ	2から304度30分170メートルの所
ウ	3から愛媛県今治市岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点
エ	4から44度の線の対岸との中央点
オ	5から愛媛県今治市岡村島白濁カナクソ鼻を見通す線上180メートルの所
カ	6から愛媛県今治市岡村島白濁カナクソ鼻を見通す線の中央点
キ	7から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線上600メートルの所
ク	8から174度500メートルの所
ケ	9から219度600メートルの所
コ	10から264度400メートルの所
サ	10から呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点
シ	11から呉市蒲刈町大子島北東端を見通す線の中央点

記号等	表示
ス	12から呉市蒲刈町大子島北東端を見通す線の中央点
セ	13から264度の線の対岸との中央点
ソ	14から呉市川尻町柏島南端を見通す線上400メートルの所
タ	14から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上400メートルの所
チ	15から豊田郡大崎上島町大串と明石との海岸線における境界を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネ2を結んだ25直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市豊町大長初崎の鼻から護岸沿い北西へ130メートルの所
基点 2	呉市豊町築地の鼻東端から護岸沿い南西へ25メートルの所
ア	1から築地の鼻東端を見通す（327度10分）線上136メートルの所
イ	アの地点から北東3度40分の線上4メートルの所
ウ	イの地点から北西327度10分の線上28メートルの所
エ	ウの地点から北東57度10分の線上12メートルの所
オ	エの地点から南東147度10分の線上12メートルの所
カ	オの地点から北東57度10分の線上15メートルの所
キ	カの地点から北西321度10分の線上30メートルの所
ク	キの地点から南西231度10分の線上15メートルの所
ケ	クの地点から南東147度10分の線上12メートルの所
コ	ケの地点から南西237度10分の線上12メートルの所
サ	コの地点から北西327度10分の線上34メートルの所
シ	サの地点から南西237度10分の線上3メートルの所
ス	シの地点から北東327度10分の線上27メートルの所
セ	スの地点から南西237度10分の線上11メートルの所
ソ	セの地点から南東150度30分の線上30メートルの所
タ	ソの地点から南西237度10分の線上47メートルの所
チ	タの地点から北東327度10分の線上35メートルの所
ツ	チの地点から北東25度10分の線上28メートルの所
テ	ツの地点から北東49度40分の線上23メートルの所
ト	テの地点から北西326度50分の線上11メートルの所
ナ	トの地点から北東56度0分の線上25メートルの所
ニ	ナの地点から北西326度0分の線上6メートルの所
ヌ	ニの地点から南西236度0分の線上14メートルの所
ネ	ヌの地点から南西230度0分の線と2からタの地点を見通す（160度0分）線との交点
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市豊浜町字代間2338-1と2337-1の境界から海に向かう排水管流出口
ア	1から194.5度15メートルの所
イ	1から228.5度19メートルの所
ウ	1から206度44メートルの所
エ	1から191.5度42メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

--

呉市豊浜町、豊町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第227号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊町、豊浜町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及び共第229号、共第230号、共第231号、共第232号、共第233号、共第234号、共第235号、共第236号、共第237号の区域を除く。
基点1	呉市豊町大長初崎
基点2	愛媛県今治市岡村島戸町鼻
基点3	呉市豊町大長中ノ島（大島）南東端の鼻
基点4	呉市豊町大長小島東側エビスガモト鼻
基点5	呉市豊町大長小島南端
基点6	呉市豊町御手洗の北東端
基点7	愛媛県今治市岡村島観音崎
基点8	呉市豊浜町斎島南東端
基点9	呉市豊浜町斎島南西端
基点10	呉市豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高
基点11	呉市豊浜町尾久比島重子岩
基点12	呉市豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻
基点13	呉市豊浜町豊島代間飛石
基点14	呉市豊浜町豊島北端
基点15	呉市豊町三角島カセイ鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点
イ	2から304度30分170メートルの所
ウ	3から愛媛県今治市岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点
エ	4から44度の線の対岸との中央点
オ	5から愛媛県今治市岡村島白濁カナクソ鼻を見通す線上180メートルの所
カ	6から愛媛県今治市岡村島白濁カナクソ鼻を見通す線の中央点
キ	7から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線上600メートルの所
ク	8から174度500メートルの所
ケ	9から219度600メートルの所
コ	10から264度400メートルの所
サ	10から呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点
シ	11から呉市蒲刈町大子島北東端を見通す線の中央点
ス	12から呉市蒲刈町大子島北東端を見通す線の中央点
セ	13から264度の線の対岸との中央点
ソ	14から呉市川尻町柏島南端を見通す線上400メートルの所
タ	14から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上400メートルの所

記号等	表示
チ	15から豊田郡大崎上島町大串と同町明石との海岸線における境界を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネ2を結んだ25直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市豊町大長初崎の鼻から護岸沿い北西へ130メートルの所
基点 2	呉市豊町大長築地の鼻東端から護岸沿い南西へ25メートルの所
ア	1から呉市豊町大長築地の鼻東端を見通す（327度10分）線上136メートルの所
イ	アの地点から北東3度40分の線上4メートルの所
ウ	イの地点から北西327度10分の線上28メートルの所
エ	ウの地点から北東57度10分の線上12メートルの所
オ	エの地点から南東147度10分の線上12メートルの所
カ	オの地点から北東57度10分の線上15メートルの所
キ	カの地点から北西321度10分の線上30メートルの所
ク	キの地点から南西231度10分の線上15メートルの所
ケ	クの地点から南東147度10分の線上12メートルの所
コ	ケの地点から南西237度10分の線上12メートルの所
サ	コの地点から北西327度10分の線上34メートルの所
シ	サの地点から南西237度10分の線上3メートルの所
ス	シの地点から北東327度10分の線上27メートルの所
セ	スの地点から南西237度10分の線上11メートルの所
ソ	セの地点から南東150度30分の線上30メートルの所
タ	ソの地点から南西237度10分の線上47メートルの所
チ	タの地点から北東327度10分の線上35メートルの所
ツ	チの地点から北東25度10分の線上28メートルの所
テ	ツの地点から北東49度40分の線上23メートルの所
ト	テの地点から北西326度50分の線上11メートルの所
ナ	トの地点から北東56度0分の線上25メートルの所
ニ	ナの地点から北西326度0分の線上6メートルの所
ヌ	ニの地点から南西236度0分の線上14メートルの所
ネ	ヌの地点から南西230度0分の線と2からタの地点を見通す（160度0分）線との交点
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市豊浜町字代間2338-1と2337-1の境界から海に向かう排水管流出口
ア	1から194.5度15メートルの所
イ	1から228.5度19メートルの所
ウ	1から206度44メートルの所
エ	1から191.5度42メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第228号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町三角島地先（だんの洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊町三角島北端（丸石）
基点2	呉市豊浜町大浜野賀の鼻
ア	1から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第229号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町豊島地先（山崎漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島北端
ア	1と呉市川尻町柏島南東端を結ぶ延長線と豊町久比ぼうじの鼻と豊町三角島カメンドの鼻を結ぶ延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第230号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先（のんどろ漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊浜町鴨瀬燈標
ア	1と呉市下蒲刈町下黒島の高を結ぶ延長線と呉市豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第231号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町齋島地先（ごうの洲漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町齋島南東端
ア	1から呉市豊町沖友神の鼻を見通す線と豊浜町豊島内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根と豊浜町大浜野賀の鼻を結ぶ延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第232号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町豊島地先（山崎洲漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島山崎串が鼻（山崎地区北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ13メートルの排水管の所）
ア	1から呉市豊浜町三角島長崎鼻を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第233号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町豊島小田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島小田防波堤突端
基点2	呉市豊浜町尾久比島内浜中の鼻
ア	1から254度の線と2から呉市蒲刈町笹島東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第234号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町豊島高草地先（高草洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島高草（豊島南端）
ア	1から豊浜町雀磯の高を見通す線の中央点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第235号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島南西端
基点2	呉市豊浜町尾久比島吹揚の鼻
ア	1から呉市豊浜町斎島東端を見通す線と2から豊浜町大浜野賀の鼻を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第236号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先（黒岩洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町尾久比島の高（95メートル）
ア	1から105度の線と呉市豊町三角島76高地と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根を結ぶ延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第237号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先（がけの下漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻
ア	1と呉市豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高を結ぶ延長線と豊浜町豊島王子埋立地南側付け根と豊田郡大崎上島町大崎上島232メートルの高を結ぶ延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第238号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	5月1日から12月31日まで
鳥付きこぎ釣	1月1日から4月30日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先（下碓漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻
基点2	呉市豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高
基点3	呉市豊浜町尾久比島吹揚の鼻
ア	1から呉市豊浜町斎島北東端を見通す線上1,000メートルの所
イ	1から愛媛県松山市安居島北西端を見通す線上1,000メートルの所
ウ	2から呉市下蒲刈町上黒島南端を見通す線上400メートルの所
エ	3から308度800メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第239号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町三角島地先（だんの洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共第228号の区域を除く。
基点1	呉市豊町三角島北端（丸石）
基点2	呉市豊浜町大浜野賀の鼻
ア	1から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第240号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで
すずき寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊町久比地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊町鍋島西端
基点2	呉市豊町久比ぼうじの鼻
ア	1から呉市豊町三角島明神鼻を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第241号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸80メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町豊島北端
基点2	呉市豊浜町豊島高山の鼻（豊島港棧橋北側付け根から護岸沿いに北へ18メートルの護岸角）
基点3	呉市豊浜町三角島長崎鼻
基点4	呉市豊町三角島カメンドの鼻
基点5	呉市豊浜町立花と豊町との海岸線における境界
基点6	呉市豊町久比西の鼻
ア	1から5を見通す線と3から2を見通す線との交点
イ	3から2を見通す線と距岸80メートルの線との交点
ウ	4から6を見通す線と距岸80メートルの線との交点
エ	6から4を見通す線と距岸80メートルの線との交点
オ	5から1を見通す線と距岸80メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第242号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町大浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、ア4、4イ、イ2を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町大浜馬乗西鼻
基点2	呉市豊浜町大浜野賀の鼻
基点3	呉市豊浜町大浜黒ドウフ
基点4	呉市豊浜町豊島観音平
ア	1から258度の線と4から呉市豊浜町齋島いかりの鼻（北西端）を見通す線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線と3から4を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第243号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町大浜地先（馬乗漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町大浜馬乗西端
基点2	呉市豊浜町大浜と豊町との海岸線における境界
基点3	呉市豊町沖友港西側防波堤南側付け根
基点4	呉市豊町御手洗蒲野鼻防波堤西側付け根
ア	1から258度600メートルの所
イ	1から呉市豊浜町齋島北西端を見通す線上1,300メートルの所
ウ	2から160度1,400メートルの所
エ	3から愛媛県今治市波方町大角鼻を見通す線と4から呉市豊浜町齋島みやまの鼻（北東端）を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第244号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町齋島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町齋島北西端
基点2	呉市豊浜町齋島北東端
ア	1から呉市豊浜町大浜馬乗西鼻を見通す線と2から3度の線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第245号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻
基点2	呉市豊浜町大浜鯨磯の鼻
ア	1から呉市豊浜町斎島の北東端を見通す線と2から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第246号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市豊浜町尾久比島地先（のんどろ漁場）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻
基点2	呉市豊浜町大浜野賀の鼻
ア	1から134度の線と2から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第247号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	5月1日から12月31日まで
鳥付きこぎ釣	1月1日から4月30日まで

漁場の位置

呉市豊浜町斎島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	呉市豊浜町斎島距岸400メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町、豊町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第248号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早、小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町風早と三津との海岸線における境界
ア	1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸250メートルの線との交点
イ	2から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第249号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町小芝島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第250号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町大芝島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第251号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町龍王島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第252号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	11月1日から翌年3月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを東広島市安芸津町大芝島北側距岸100メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、共第251号の区域を除く。
基点1	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地護岸南西角
基点3	東広島市安芸津町小松原戸町鼻南端
ア	3から105度200メートルの所
イ	3から105度の線と東広島市安芸津町大芝島距岸100メートルの線との交点
ウ	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島距岸100メートルの線との交点
エ	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と2から安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点
オ	2から東広島市安芸津町鼻線島南端を見通す線と1からアを見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第253号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早、小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線とエオを東広島市安芸津町大芝島東側距岸400メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町小芝島南西端
基点3	東広島市安芸津町小芝島南東端
基点4	東広島市安芸津町大芝島南端（法面防護柵中央の線を南に延長した線と護岸との交点（排水管中央））
基点5	東広島市安芸津町風早と三津との海岸線における境界
ア	1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所
イ	2から呉市安浦町馬島東端を見通す線上200メートルの所
ウ	3から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上100メートルの所
エ	4から豊田郡大崎上島町大串七々見塚崎の鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点
オ	5から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島の距岸400メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第254号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早、小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、ア2を結んだ2直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町小松原戸町鼻南端
基点2	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点3	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根
基点4	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤南側付け根
ア	1から105度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第255号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを東広島市安芸津町大芝島北側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを大芝島南側距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町大芝島西端（石積み防波堤西側付け根から南へ35メートルの排水口中央）
基点2	東広島市安芸津町大芝島北東端（地蔵鼻）
ア	1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸100メートルの線との交点
ウ	2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点
エ	2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第256号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町龍王島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第257号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月20日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町高野川J R呉線鉄橋下流側右岸付け根
基点2	東広島市安芸津町高野川J R呉線鉄橋下流側左岸付け根
基点3	東広島市安芸津町高野川東の小川河口左岸護岸南東端
基点4	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ190メートルの所（曲がり角）
基点5	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地北西側森尾水産作業場埋立地南西角
ア	4から5を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第258号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月20日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ78メートルの所
基点2	東広島市安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ62メートルの所
基点3	東広島市安芸津町観音川の右岸と国道との上流側交点
基点4	東広島市安芸津町観音川の左岸と国道との上流側交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第259号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月20日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域
基点1	4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側左岸付け根
基点2	4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側右岸付け根
基点3	東広島市安芸津町太郎水川の右岸と国道との上流側交点
基点4	東広島市安芸津町太郎水川の左岸と国道との上流側交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第260号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月20日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イ4を結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町蛇道川蓼原橋（国道）上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側右岸付け根
基点2	東広島市安芸津町蛇道川蓼原橋（国道）上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側左岸付け根
基点3	東広島市安芸津町蛇道川右岸と蓼原橋との下流側交点
基点4	東広島市安芸津町風早本庄鉄工(有)作業所南西角
基点5	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ200メートルの所（曲がり角）
基点6	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤と港湾埋立地との北側交点
ア	3から5を見通す線上70メートルの所
イ	4から6を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第261号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	11月1日から翌年3月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5工、工オ、オ6を結んだ3直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。
基点1	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町木谷赤崎鼻
基点3	東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界
基点4	東広島市安芸津町龍王島西端
基点5	東広島市安芸津町木谷西防波堤突端
基点6	東広島市安芸津町木谷東防波堤突端
ア	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
ウ	3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所
工	5から214度400メートルの所
オ	6から217度320メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第262号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（東広島市安芸津町鼻線島を含む）300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と5・6を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3ウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ直線とエ4を結んだ直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。
基点1	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界
基点3	東広島市安芸津町木谷西防波堤突端
基点4	東広島市安芸津町木谷東防波堤突端
基点5	東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側右岸付け根
基点6	東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側左岸付け根
ア	1から東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	3から214度の線と距岸300メートルの線との交点
エ	4から217度の線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第263号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町藍之島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町藍之島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第264号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町唐船島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第265号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5工、工オ、オ6を結んだ3直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。
基点1	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町木谷赤崎鼻
基点3	東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界
基点4	東広島市安芸津町龍王島西端
基点5	東広島市安芸津町木谷西防波堤突端
基点6	東広島市安芸津町木谷東防波堤突端
基点7	東広島市安芸津町三津大川三津大橋下流側右岸付け根
基点8	東広島市安芸津町三津大川三津大橋下流側左岸付け根
ア	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点
イ	2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
ウ	3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所
工	5から214度400メートルの所
オ	6から217度320メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第266号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町唐船島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	東広島市安芸津町唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第267号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町藍之島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イエ、エオ、オアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点2	東広島市安芸津町風早東広島市安芸津町干拓地護岸（旧護岸）南西角
基点3	東広島市安芸津町龍王島西端
基点4	東広島市安芸津町木谷赤崎鼻
基点5	東広島市安芸津町東広島市安芸津港西防波堤南側付け根
ア	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と2から東広島市安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点
イ	1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と3から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点
ウ	4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
エ	5から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線とイウを結んだ線との交点
オ	5から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線と2から鼻線島南端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第268号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷赤崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アウ、ウエ、エオ、オ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町木谷矢野川暗渠中央から護岸沿い南へ50メートルの所
基点2	東広島市安芸津町木谷赤崎鼻
基点3	東広島市安芸津町木谷と竹原市との海岸線における境界
基点4	東広島市安芸津町木谷雲下市宮湯盛住宅前護岸南西角
基点5	東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界
基点6	東広島市安芸津町龍王島西端
ア	1から東広島市安芸津町安芸津港灯台を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線との交点
イ	5から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と6から津久賀島西端を見通す線との交点
ウ	4から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線とイエを結んだ線との交点
エ	2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
オ	3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第269号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町三津地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町三津大川三津大橋上流側右岸付け根
基点2	東広島市安芸津町三津大川三津大橋上流側左岸付け根
基点3	東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所
基点4	東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第270号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町木谷小学校西側護岸延長線と郷川右岸との交点
基点2	東広島市安芸津町郷川河口左岸角
基点3	東広島市安芸津町郷川蚊竜橋下流側右岸付け根
基点4	東広島市安芸津町郷川蚊竜橋下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第271号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ7を結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、8コ、コサ、サシ、シ9を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町木江と東野との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町木江港一文字防波堤燈台
基点3	豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻
基点5	豊田郡大崎上島町沖浦城の鼻
基点6	豊田郡大崎上島町明石香勾鼻
基点7	豊田郡大崎上島町明石と大串との海岸線における境界
基点8	豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角
基点9	豊田郡大崎上島町明石草木丸小鼻の西端
ア	1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上500メートルの所
イ	2から112度の線と4から愛媛県今治市神殿島の高を見通す線との交点
ウ	3から愛媛県今治市福島西端を見通す線と4から今治市神殿島の高を見通す線との交点
エ	4から愛媛県今治市福島西端を見通す線の中央点
オ	4から愛媛県今治市柏島西端を見通す線と今治市大下島ナブチ鼻から大横島西端を見通す線との交点
カ	4から愛媛県今治市大下島ナブチ鼻を見通す線の中央点
キ	5から179度の線と愛媛県今治市岡村島正月鼻からカを見通す線との交点
ク	6から愛媛県今治市岡村島戸町鼻を見通す線の中央点
ケ	7から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上500メートルの所
コ	8から豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点
サ	コから呉市豊町三角島カメンド鼻を見通す（232度）線上130メートルの所
シ	サから140度の線と9から呉市豊町鍋島の高を見通す（232度）線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町大崎二等三角点（標高452.62メートル）から132度17分23秒1506.02メートルの所
ア	1から84度45メートルの所
イ	アから74度30分36メートルの所
ウ	イから342度30分63メートルの所
エ	ウから72度30分9メートルの所
オ	エから342度30分33.5メートルの所
カ	オから252度30分6メートルの所
キ	カから331度30分39メートルの所
ク	キから252度30分11メートルの所
ケ	クから342度30分41メートルの所
コ	ケから309度30分16.2メートルの所
サ	コから276度30分11.2メートルの所
シ	サから246度30分44.6メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第272号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3ウ、ウエ、エオ、オ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第273号、共第274号、共第275号、共第276号、共第278号を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町木江と東野との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町明石と大串との海岸線における境界
基点3	豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角
基点4	豊田郡大崎上島町明石草木丸小鼻の西端
ア	1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	3から豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点
エ	ウから呉市豊町三角島カメンド鼻を見通す（232度）線上130メートルの所
オ	エから140度の線と4から呉市豊町鍋島の高を見通す（232度）線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町大崎二等三角点（標高452.62メートル）から132度17分23秒1506.02メートルの所
ア	1から84度45メートルの所
イ	アから74度30分36メートルの所
ウ	イから342度30分63メートルの所
エ	ウから72度30分9メートルの所
オ	エから342度30分33.5メートルの所
カ	オから252度30分6メートルの所
キ	カから331度30分39メートルの所
ク	キから252度30分11メートルの所
ケ	クから342度30分41メートルの所
コ	ケから309度30分16.2メートルの所
サ	コから276度30分11.2メートルの所
シ	サから246度30分44.6メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

共第273号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町明石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町明石香勾鼻
ア	1から呉市豊町平羅島北西端を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第274号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦城の鼻
ア	1から154度320メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第275号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦旧木江中学校敷地南西角南側の荷揚場護岸排水口中央
ア	1から174度450メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第276号

漁業種類 漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦草山鼻（護岸排水口の所）
ア	1から174度450メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第277号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦観音鼻
ア	1から124度600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第278号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦中の浦鼻
ア	1から144度500メートルの所（チシャゴ礁）

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第279号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町明石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町明石香勾鼻
ア	1から128度400メートルの所（黒洲）

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第280号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町沖浦中の浦鼻
基点2	豊田郡大崎上島町沖浦観音鼻
ア	1から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点
イ	2から愛媛県今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町大崎二等三角点（標高452.62メートル）から132度17分23秒1506.02メートルの所
ア	1から84度45メートルの所
イ	アから74度30分36メートルの所
ウ	イから342度30分63メートルの所
エ	ウから72度30分9メートルの所
オ	エから342度30分33.5メートルの所
カ	オから252度30分6メートルの所
キ	カから331度30分39メートルの所
ク	キから252度30分11メートルの所
ケ	クから342度30分41メートルの所
コ	ケから309度30分16.2メートルの所
サ	コから276度30分11.2メートルの所
シ	サから246度30分44.6メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第281号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町来島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	豊田郡大崎上島町来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第282号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町津久賀島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	豊田郡大崎上島町津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第283号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
あかもく	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町東野、中野、原田、大串地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ11を結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び12・13を結んだ直線から下流の原田川の区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面区域及び次の除外区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町大串と明石の海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町大串入道鼻
基点3	豊田郡大崎上島町大串塚崎の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町中野と原田との海岸線における境界（瀬井の鼻）
基点5	豊田郡大崎上島町津々木島の高（西から2番目の高）
基点6	豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻
基点7	豊田郡大崎上島町白島山尾崎の鼻
基点8	豊田郡大崎上島町契島北端
基点9	豊田郡大崎上島町生野島白州鼻
基点10	豊田郡大崎上島町東野鯨崎港東口灯台（鯨崎の鼻）
基点11	豊田郡大崎上島町東野と木江との海岸線における境界
基点12	豊田郡大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋（かいかんはし）下流側左岸付け根
基点13	豊田郡大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋（かいかんはし）下流側右岸付け根
ア	1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所
イ	2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線上200メートルの所
ウ	3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所
エ	4から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所
オ	5から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上200メートルの所
カ	6から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所
キ	7から竹原市吉名町碓島の高を見通す線上200メートルの所
ク	8から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所
ケ	9から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所
コ	10から竹原市忠海町小久野島北端を見通す線上1,500メートルの所
サ	11から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町長島山三等三角点（標高74.46メートル）
ア	1 から171度41分1,189メートルの所
イ	アから233度08分295メートルの所
ウ	イから321度17分933メートルの所
エ	ウから24度14分95メートルの所
オ	エから115度43分444メートルの所
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キクを結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町長島山三等三角点（標高74.46メートル）
ア	1 から164度16分00秒2,041.7メートルの所
イ	アから85度55分01秒9.4メートルの所
ウ	イから51度02分35秒53.5メートルの所
エ	ウから338度51分35秒17.3メートルの所
オ	エから248度54分25秒33.9メートルの所
カ	オから341度38分41秒59.7メートルの所
キ	カから249度17分06秒71.2メートルの所
ク	キから174度55分38秒55.6メートルの所
除外区域 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）
ア	1 から5度00分00秒870.0メートルの所
イ	アから289度16分46秒13.7メートルの所
ウ	イから314度42分26秒119.6メートルの所
エ	ウから22度44分24秒51.7メートルの所
オ	エから113度10分30秒16.9メートルの所
カ	オから202度41分21秒39.6メートルの所
キ	カから134度02分04秒93.2メートルの所
ク	キから43度06分57秒23.5メートルの所
ケ	クから314度06分49秒43.9メートルの所
コ	ケから42度46分11秒22.6メートルの所
サ	コから132度14分27秒50.2メートルの所
シ	サから41度36分38秒99.2メートルの所
除外区域 4	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）
ア	1 から7度30分00秒1,040メートルの所
イ	アから259度29分00秒138.0メートルの所
ウ	イから351度15分22秒16.9メートルの所
エ	ウから81度16分07秒137.5メートルの所
除外区域 5	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1 から248度06分14秒594.8メートルの所
イ	アから143度03分20秒56.5メートルの所
ウ	イから217度54分01秒40.3メートルの所
エ	ウから129度55分31秒18.4メートルの所

記号等	表示
オ	工から41度58分47秒40.5メートルの所
カ	オから102度09分24秒30.3メートルの所
除外区域 6	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1から82度48分00秒633.0メートルの所
イ	アから146度34分44秒84.3メートルの所
ウ	イから229度13分17秒66.5メートルの所
エ	ウから179度14分23秒89.6メートルの所
オ	工から250度27分47秒66.7メートルの所
カ	オから314度53分08秒5.7メートルの所
除外区域 7	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセを結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町東野日本生コン株式会社埋立地北端護岸角
ア	1から136度15分56秒252.11メートルの所
イ	アから345度46分17秒15.62メートルの所
ウ	イから75度46分17秒2.25メートルの所
エ	ウから345度46分17秒45.00メートルの所
オ	工から255度46分17秒1.50メートルの所
カ	オから345度46分17秒45.00メートルの所
キ	カから255度46分17秒4.35メートルの所
ク	キから345度46分17秒71.06メートルの所
ケ	クから270度46分17秒31.31メートルの所
コ	ケから0度46分17秒20.00メートルの所
サ	コから90度46分17秒28.91メートルの所
シ	サから75度46分17秒17.25メートルの所
ス	シから165度46分17秒8.00メートルの所
セ	スから75度46分17秒17.99メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第284号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町来島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	豊田郡大崎上島町来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第285号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町津久賀島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	豊田郡大崎上島町津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第286号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町中野、大串、原田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町大串と明石との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町大串入道鼻
基点3	豊田郡大崎上島町大串塚崎の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町原田と中野との海岸線における境界
ア	1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所
イ	2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線上200メートルの所
ウ	3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所
エ	4から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第287号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町中野地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ3、3・4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町中野と原田との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町津々木島の高（西から2番目の高）
基点3	豊田郡大崎上島町折免島南西端
基点4	豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界
ア	1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所
イ	2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上200メートルの所
ウ	3から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上1,500メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町長島山三等三角点（標高74.46メートル）
ア	1から171度41分1,189メートルの所
イ	アから233度08分295メートルの所
ウ	イから321度17分933メートルの所
エ	ウから24度14分95メートルの所
オ	エから115度43分444メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キクを結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町長島山三等三角点（標高74.46メートル）
ア	1から164度16分00秒2,041.7メートルの所
イ	アから85度55分01秒9.4メートルの所
ウ	イから51度02分35秒53.5メートルの所
エ	ウから338度51分35秒17.3メートルの所
オ	エから248度54分25秒33.9メートルの所
カ	オから341度38分41秒59.7メートルの所
キ	カから249度17分06秒71.2メートルの所
ク	キから174度55分38秒55.6メートルの所
除外区域3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセを結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町東野日本生コン株式会社埋立地北端護岸角
ア	1から136度15分56秒252.11メートルの所

記号等	表示
イ	アから345度46分17秒15.62メートルの所
ウ	イから75度46分17秒2.25メートルの所
エ	ウから345度46分17秒45.00メートルの所
オ	エから255度46分17秒1.50メートルの所
カ	オから345度46分17秒45.00メートルの所
キ	カから255度46分17秒4.35メートルの所
ク	キから345度46分17秒71.06メートルの所
ケ	クから270度46分17秒31.31メートルの所
コ	ケから0度46分17秒20.00メートルの所
サ	コから90度46分17秒28.91メートルの所
シ	サから75度46分17秒17.25メートルの所
ス	シから165度46分17秒8.00メートルの所
セ	スから75度46分17秒17.99メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第288号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2、2・3を結んだ2直線と4ア、ア5、5イを結んだ3直線とイウを豊田郡大崎上島町契島南回りに距岸150メートルで結んだ線とウ7、7・8、8・9を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域及び次の除外区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻
基点3	豊田郡大崎上島町箕島南西端の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町箕島西端の鼻
基点5	豊田郡大崎上島町白島山尾崎の鼻
基点6	豊田郡大崎上島町契島南端
基点7	豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻
基点8	豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻
基点9	豊田郡大崎上島町大琴島北東の鼻
ア	5から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線上500メートルの所
イ	5から6を見通す線と豊田郡大崎上島町契島距岸150メートルの線との交点
ウ	6から7を見通す線と豊田郡大崎上島町契島距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）
ア	1から5度00分00秒870.0メートルの所
イ	アから289度16分46秒13.7メートルの所
ウ	イから314度42分26秒119.6メートルの所
エ	ウから22度44分24秒51.7メートルの所
オ	エから113度10分30秒16.9メートルの所
カ	オから202度41分21秒39.6メートルの所
キ	カから134度02分04秒93.2メートルの所
ク	キから43度06分57秒23.5メートルの所
ケ	クから314度06分49秒43.9メートルの所
コ	ケから42度46分11秒22.6メートルの所
サ	コから132度14分27秒50.2メートルの所
シ	サから41度36分38秒99.2メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）

記号等	表示
ア	1 から7度30分00秒1,040メートルの所
イ	アから259度29分00秒138.0メートルの所
ウ	イから351度15分22秒16.9メートルの所
エ	ウから81度16分07秒137.5メートルの所
除外区域 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1 から248度06分14秒594.8メートルの所
イ	アから143度03分20秒56.5メートルの所
ウ	イから217度54分01秒40.3メートルの所
エ	ウから129度55分31秒18.4メートルの所
オ	エから41度58分47秒40.5メートルの所
カ	オから102度09分24秒30.3メートルの所
除外区域 4	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1 から82度48分00秒633.0メートルの所
イ	アから146度34分44秒84.3メートルの所
ウ	イから229度13分17秒66.5メートルの所
エ	ウから179度14分23秒89.6メートルの所
オ	エから250度27分47秒66.7メートルの所
カ	オから314度53分08秒5.7メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第289号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町大琴島北東の鼻
基点2	豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻
基点3	豊田郡大崎上島町東野鯨崎港東口灯台（鯨崎の鼻）
基点4	豊田郡大崎上島町東野と木江との海岸線における境界
ア	2から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所
イ	アから愛媛県今治市神殿島北東端を見通す線上2,400メートルの所
ウ	3から愛媛県今治市神殿島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点
エ	4から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第290号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町唐島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	豊田郡大崎上島町唐島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第291号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2、2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オ7を結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域、豊田郡大崎上島町契島の距岸150メートルの区域及び次の除外区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界
基点2	豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻
基点3	豊田郡大崎上島町臼島山尾崎の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町契島北端
基点5	豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻
基点6	豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻
基点7	豊田郡大崎上島町大琴島北東の鼻
ア	2から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所
イ	3から竹原市吉名町碓島の高を見通す線上200メートルの所
ウ	4から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所
エ	5から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所
オ	6から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシを結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）
ア	1から5度00分00秒870.0メートルの所
イ	アから289度16分46秒13.7メートルの所
ウ	イから314度42分26秒119.6メートルの所
エ	ウから22度44分24秒51.7メートルの所
オ	エから113度10分30秒16.9メートルの所
カ	オから202度41分21秒39.6メートルの所
キ	カから134度02分04秒93.2メートルの所
ク	キから43度06分57秒23.5メートルの所
ケ	クから314度06分49秒43.9メートルの所
コ	ケから42度46分11秒22.6メートルの所
サ	コから132度14分27秒50.2メートルの所
シ	サから41度36分38秒99.2メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）

記号等	表示
ア	1 から7度30分00秒1,040メートルの所
イ	アから259度29分00秒138.0メートルの所
ウ	イから351度15分22秒16.9メートルの所
エ	ウから81度16分07秒137.5メートルの所
除外区域 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1 から248度06分14秒594.8メートルの所
イ	アから143度03分20秒56.5メートルの所
ウ	イから217度54分01秒40.3メートルの所
エ	ウから129度55分31秒18.4メートルの所
オ	エから41度58分47秒40.5メートルの所
カ	オから102度09分24秒30.3メートルの所
除外区域 4	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1 から82度48分00秒633.0メートルの所
イ	アから146度34分44秒84.3メートルの所
ウ	イから229度13分17秒66.5メートルの所
エ	ウから179度14分23秒89.6メートルの所
オ	エから250度27分47秒66.7メートルの所
カ	オから314度53分08秒5.7メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第292号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	5月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町中野向山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町中野向山明神崎
基点2	豊田郡大崎上島町長島南端
基点3	豊田郡大崎上島町長島旧栈橋護岸南東角
基点4	豊田郡大崎上島町中野向山刀崎
ア	4から豊田郡大崎上島町長島北東端（カメ鼻）を見通す線上300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第293号

漁業種類 漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	5月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	豊田郡大崎上島町小琴島北端
基点2	豊田郡大崎上島町東野盛谷北防波堤東側付け根
基点3	豊田郡大崎上島町生野島塔の鼻
基点4	豊田郡大崎上島町生野島加賀波の東鼻

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）
ア	1から82度48分00秒633.0メートルの所
イ	アから146度34分44秒84.3メートルの所
ウ	イから229度13分17秒66.5メートルの所
エ	ウから179度14分23秒89.6メートルの所
オ	エから250度27分47秒66.7メートルの所
カ	オから314度53分08秒5.7メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町東野、中野、大串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第294号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウオ、オカ、カ4を結んだ6直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6キ、キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界
基点2	竹原市吉名町太郎鼻
基点3	竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所
基点4	竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所
基点5	竹原市下野町八子岩の高
基点6	7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点7	竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ60メートルの所
基点8	竹原市吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根
基点9	竹原市吉名町郷川便利橋下流側左岸付け根
ア	1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所
イ	2から竹原市吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの所
ウ	3から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所
エ	5から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所
オ	ウからエを見通す線上200メートルの所
カ	4から50度500メートルの所
キ	7から112度126メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第295号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町碓島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市吉名町碓島の高を中心とした半径100メートルの円周と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第296号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市竹原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ6を結んだ4直線と3・4、4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、工オ、オカ、カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	竹原市下野町月見鼻
基点2	竹原市下野町八子岩の高
基点3	竹原町明神防波堤南側付け根
基点4	竹原町明神防波堤先端
基点5	竹原町的場の鼻から北へ2番目の鼻（石積み防波堤の西側付け根）
基点6	竹原市港町5丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）
基点7	竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根
基点8	竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側左岸付け根
基点9	竹原市高崎町高崎三等三角点（標高179.6メートル）
ア	1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す（152度）線上450メートルの所
イ	2から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所
ウ	6から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所
工	9から253度59分00秒761.0メートルの所
オ	工から255度00分26秒72.5メートルの所
カ	オから298度39分51秒184.2メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第297号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2 を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	竹原市高崎町と港町5丁目との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）
基点2	竹原市高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所
ア	1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から120度の線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第298号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市高崎町阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第299号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、竹原市忠海東町5623-9、同5624-1、同5624-6、同5624-7と重複する区域を除く。
基点1	竹原市忠海町明神川河口左岸角（東側）から護岸沿い東へ75メートルの所
基点2	竹原市忠海町火山の鼻
基点3	竹原市忠海町と三原市との海岸線における境界
基点4	竹原市忠海町J R呉線忠海港橋梁の南東付け根
基点5	竹原市忠海町J R呉線忠海港橋梁の南西付け根
ア	1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所
イ	2から愛媛県今治市松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	3から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第300号

漁業種類

漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町小久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市忠海町小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第301号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市忠海町大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア、アイ、イウ、ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所
基点2	竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸パラペット上の環境庁金属標
基点3	竹原市忠海町大久野島南東側棧橋用地南東角
基点4	3から208度14分33.880メートルの所
ア	2から58度37分146.448メートルの所
イ	3から83度43分138.230メートルの所
ウ	3から191度32分46.901メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第302号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウオ、オカ、カ4を結んだ6直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6キ、キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びつば網漁業については、3ウを結んだ直線から東側の区域を除く。
基点1	竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界
基点2	竹原市吉名町太郎鼻
基点3	竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所
基点4	竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所
基点5	竹原市下野町八子岩の高
基点6	7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点7	竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ60メートルの所
基点8	竹原市吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ125メートルの護岸角
基点9	8から40度の線と郷川左岸との交点
ア	1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所
イ	2から竹原市吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの所
ウ	3から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所
エ	5から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所
オ	ウからエを見通す線上200メートルの所
カ	4から50度500メートルの所
キ	7から112度126メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第303号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町碓島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市吉名町碓島の高を中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第304号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市竹原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ6を結んだ4直線と3・4、4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、工オ、オカ、カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	竹原市下野町月見鼻
基点2	竹原市下野町八子岩の高
基点3	竹原町明神防波堤南側付け根
基点4	竹原町明神防波堤突端
基点5	竹原町的場の鼻から北へ2番目の鼻（石積み防波堤の西側付け根）
基点6	竹原市港町5丁目と高崎町との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）
基点7	竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根
基点8	竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側左岸付け根
基点9	竹原市高崎町高崎三等三角点（標高179.6メートル）
ア	1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す（152度）線上450メートルの所
イ	2から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所
ウ	6から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所
工	9から253度59分00秒761.0メートルの所
オ	工から255度00分26秒72.5メートルの所
カ	オから298度39分51秒184.2メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第305号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	竹原市高崎町と港町5丁目との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）
基点2	竹原市高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所
ア	1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から120度の線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第306号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町地先（モンテの洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市竹原町的場の鼻
基点2	竹原市高崎町阿波島源氏ヶ鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線と2から大崎上島町白島北端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第307号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市高崎町阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第308号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市高崎町地先（沖の洲）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域。ただし2から竹原市忠海町猿ヶ鼻を見通す線の100メートル北側に平行に引いた直線より北の区域を除く。
基点1	竹原市高崎町城山の鼻（竹原みかん選果場前）
基点2	竹原市高崎町阿波島源氏ヶ鼻から東へ3番目の鼻
ア	1から竹原市忠海町小久野島南端を見通す線と2から猿ヶ鼻を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第309号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、竹原市忠海東町5623-9、同5624-1、同5624-6、同5624-7と重複する区域及び共第315号の区域を除く。
基点1	竹原市忠海長浜3丁目明神川河口左岸角（東側）から護岸沿い東へ75メートルの所
基点2	竹原市忠海長浜3丁目火山の鼻
基点3	竹原市と三原市との海岸線における境界
基点4	竹原市JR呉線忠海港橋梁の南東付け根
基点5	竹原市JR呉線忠海港橋梁の南西付け根
ア	1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所
イ	2から愛媛県今治市松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	3から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第310号

漁業種類

漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町小久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市忠海町小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第311号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	竹原市忠海町大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア、アイ、イウ、ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第316号、共第317号の区域を除く。
基点1	竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所
基点2	竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸パラペット上の環境庁金属標
基点3	竹原市忠海町大久野島南東側棧橋用地南東角
基点4	3から208度14分33.880メートルの所
ア	2から58度37分146.448メートルの所
イ	3から83度43分138.230メートルの所
ウ	3から191度32分46.901メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第312号

漁業種類 漁業権

第2種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市竹原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸250メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	竹原市下野町月見鼻
基点2	竹原市竹原町明神赤鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸250メートルの線との交点
ウ	2から豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
エ	2から豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第313号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市竹原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市下野町八子岩の高
ア	1から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上700メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第314号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市竹原町明神赤鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市竹原町明神赤鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上1,000メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第315号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市忠海床浦1丁目城山の鼻
基点2	竹原市忠海東町1丁目冠山の高
ア	2から竹原市忠海町大久野島北端（弥左工門崎）を見通す線と1から忠海町大谷鼻を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第316号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市忠海町大久野島南端灯台
ア	1から263度30分400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第317号

漁業種類

漁業権

第3種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径90メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市忠海町大久野島北端（弥左工門崎）
ア	1から102度500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第318号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	2月1日から4月30日まで

漁場の位置

竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1を中心とした半径500メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	竹原市高崎町阿波島白馬岬

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第319号

漁業種類

漁業権

第4種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点1	竹原市忠海町大久野島南東端（三ツ石北側）
ア	1から愛媛県今治市四十島の北端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権